

**Q1** 医業所得が3千万円ほどになっている個人診療所です。医療法人成りした場合、税負担はどのように変わるのか知りたいのですが、具体的に計算してみていただけませんか。

**A**

ポイント

- (1) 医療法人成りによる節税効果の最も大きなものは、理事長、理事、医療法人に所得を分散できることによる税率引き下げ効果と給与所得控除が受けられることです。
- (2) 節税効果は、所得の大きさ、法人・個人への所得分散の仕方（役員報酬の決め方）、事業税がかからない社会保険診療報酬に係る所得金額の割合等により変わります。

## 1. 医療法人成りによるメリットと税負担の軽減

- ① 医療法人制度の本来の目的は、医業経営の近代化、合理化を図ることにあり、実際、かつて東京医師会が一人医師医療法人を設立した医師に対して行ったアンケートで挙げられた法人化のメリットでも“経営状態が良くわかるようになった”が“節税効果”を上まっていたようです。
- ② とはいえ、個人開業医が法人成りに関心を持つ最大の理由が節税対策であることは論をまちません。所得税は超過累進税率であるのに対し、法人税は比例税率であるという税率構造のちがいもあります。法人化することにより理事長、理事、医療法人に所得を分散できることによる税率引き下げ効果および給与所得控除が受けられるということが最も大きなメリットといえます。
- ③ 法人成りの節税面のメリットとしては、ほかに、役員退職慰労金の支給が可能になる、支払保険料をはじめとして損金に算入できる費用が増える、欠損金の繰越控除が7年間可能、などがあげられます。

## 2. 医療法人成りによる税負担額計算事例

**計算事例** 医業所得が3千万円（院長夫人の青色専従者給与5百万円）の個人診療所が

個人事業	法人成り	
院長所得 30百万円	理事長報酬 20百万円	法人成りして、役員報酬を左記のように設定した場合の法人、個人にかかる税金を計算して比べてみましょう。
専従者給与 5百万円	理事報酬 8百万円	
合計 35百万円	医療法人所得 7百万円	
	合計 35百万円	

(注) 1. 社会保険診療報酬に係る所得割合を80%とします。2. 法人成り後の法人による生命保険契約は考慮していません。

<p>《所得控除》個人</p> <p>院長 所得税 2,864千円 住民税 2,564千円</p> <p>専従者 所得税 1,002千円 住民税 952千円</p>	<p>《所得控除》法人成り後</p> <p>理事長 所得税 2,804千円 住民税 2,504千円</p> <p>理事 所得税 1,357千円 住民税 1,307千円</p>	
--	---	--

## 1. 個人事業の税金の計算

	院長	夫人（青色専従者）
(1) 所得税		
事業所得	30,000 千円	給与所得 5,000 千円－（5,000 千円 ×20%+540 千円）=3,460 千円
課税所得	30,000 千円－2,864 千円=27,136 千円	3,460 千円－1,002 千円=2,458 千円
所得税	27,136 千円×40%－2,796 千円 =8,058,400 円	2,458 千円×10%－97,500 円 =148,300 円
(2) 住民税		
課税所得	30,000 千円－2,564 千円=27,436 千円	3,460 千円－952 千円=2,508 千円
住民税	27,436 千円×10%+均等割 4 千円 =2,747,600 円	2,508 千円×10%+均等割 4 千円 =254,800 円
(3) 事業税	30,000 千円×20%－2,900 千円=3,100 千円 3,100 千円×5%=155,000 円	
(4) 税金合計	=10,961,000 円	=403,100 円

## 2. 法人成り後の税金の計算

### [1] 法人の税金

- (1) 法人税 7,000 千円×22%=1,540 千円  
 (2) 住民税 1,540 千円×17.3%+70 千円=336,400 円（百円未満切捨て）  
 (3) 事業税 7,000 千円×20%×5%=70 千円                      (4) 税金合計=1,946,400 円

### [2] 個人の税金

	理事長	理事
(1) 所得税		
給与所得	20,000 千円－（20,000 千円×5% +1,700 千円）=17,300 千円	8,000 千円－（8,000 千円×10% +1,200 千円）=6,000 千円
課税所得	17,300 千円－2,804 千円=14,496 千円	6,000 千円－1,357 千円=4,643 千円
所得税	14,496 千円×33%－1,536 千円 =3,247,600 円（百円未満切捨て）	4,643 千円×20%－427,500 円 =501,100 円
(2) 住民税		
課税所得	17,300 千円－2,504 千円=14,796 千円	6,000 千円－1,307 千円=4,693 千円
住民税	14,796 千円×10%+均等割 4 千円 =1,483,600 円	4,693 千円×10%+均等割 4 千円 =473,300 円
(3) 税金合計	4,731,200 円	974,400 円

### [3] 法人・個人の税金の合計=7,652 千円

#### 【法人成りによる税負担の軽減】

個人事業		医療法人成り後	
院長	10,961,000 円	理事長	4,731,200 円
専従者	403,100 円	理事	974,400 円
		医療法人	1,946,400 円
合計	11,364,100 円	合計	7,652,000 円

この事例では、法人成りによって左記集計表のとおり、法人、個人トータルで371万円税負担が軽減される結果となりました。ただし、役員報酬額の決め方、社会保険診療報酬にかかる所得金額などによって税額は変動します。

**Q2** 診療所の法人成りに関して、平成19年4月以降、持分の定めのある社団医療法人の設立ができなくなったとのことですが、今後設立できる一般的な医療法人について手続き的なことも含めて教えてください。

**A** ポイント

- (1) 新医療法の適用によって医療法人の非営利性が徹底され、今後新規に設立できる医療法人として持分の定めのない医療法人である基金拠出型法人が法制度化された。
- (2) 今後設立される一人医師医療法人をはじめとする多くは基金拠出型法人となるわけですが、基金という従来の出資とは異なる新しい手続きが必要となります。

**1. 基金拠出型法人制度の概要について**

**(1) 基金拠出型法人とは**

- ① 今般の医療法改正で、今後は財団医療法人又は持分の定めのない社団医療法人しか設立できなくなり、新規設立の医療法人はすべて持分なしということになりました。
- ② 一方、新医療法上の一般的な社団医療法人は基金制度が採用できることとされました。「基金」とは社団医療法人で持分の定めのないもの（社会医療法人、特定医療法人等を除く）に拠出された金銭その他の財産で、その医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うもので、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るためのものです。
- ③ 医療法第41条において「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。」という設立時の財産保有規制があり、基金を拠出しないと設立認可が受けられません。従って、設立時の基金の拠出が要件であることから、基金拠出型法人と呼ばれるわけです。
- ④ 基金は出資金とは違い、借入金のように基金の拠出者へ返還義務がありますが、社団法人は借入金として負債計上するのではなく従来の出資金と同じように純資産の部に計上します。
- ⑤ 今回の改正で、拠出された金銭等を基金と明記することによって、事実上出資持分の概念を打ち消したものと見えます。というのは、新医療法人制度における地上1階部分と位置づけられていた拠出金制度の医療法人には引き続き出資概念が残る懸念があったことから、非営利性の徹底との矛盾を回避する意味で改めて資金調達手段として「基金」をあげ、その概念を示したものとみられます。

**【平成19年4月1日以降における医療法人の体系図】**

改正医療法 適用型	社会医療法人(新設)	特定医療法人	持分 なし
	基金拠出型法人(新設)		
経過措置型	出資額限度法人	出資持分ありの医療法人	持分あり

**(2) 医療法人の自己資本比率要件の撤廃等**

- ① 今回の医療法改正で、医療法人設立の要件となっていた「自己資本比率20%以上」が廃止され、医療法人の資産要件について、「その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない」と見直しがされました。併せて、新たに医療施設開設のため医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を

有していることが望ましいとされました。また、形骸化した自己資本比率規制を廃止しても、②による情報公開を通じた住民等による監視の機能が発揮されるとしています。

- ② なお、今回の医療法改正により、医療法人が作成を義務づけられる都道府県への届出書類は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書の5点とされ、同書類は都道府県を通じて、過去3年間の書類が一般の人への閲覧の対象となりました。

## 2. 基金に関する手続上の主な項目及び基金の区分表示

- (1) **基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め**——社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができ、その場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。 ①基金の拠出者の権利に関する規定 ②基金の返還の手続き

- (2) **募集事項の決定**——社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる「募集事項」を定めなければならない。

①募集に係る基金の総額 ②金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びにその財産の内容及び価額 ③基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間  
設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

- (3) **基金の申込者への通知**——社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集に応じて申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

①社団医療法人の名称 ②募集事項 ③金銭の払込みをすべきときは、払込みの取り扱いの場所  
④基金の拠出者の権利に関する規定 ⑤基金の返還の手続

設立時社員が上記の通知をする場合には、①～⑤のほか、設立に係る都道府県知事の認可の年月日、設立時社員の氏名及び住所、会計年度等も併せて通知しなければならない。

- (4) **金銭以外の財産の拠出**——(2)の②の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあつては、その証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）を受けなければならない（ただし、一定の市場価格のある有価証券、現物拠出財産の価額の総額が5百万円を超えない場合等は除かれます）。

なお、理事、監事又は使用人、設立時社員、基金の引受人等は上記証明はできません。

- (5) **基金の返還**——基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、その会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

①基金（代替基金を含む。）の総額 ②資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 ③資本剰余金の価額

- (6) **基金利息の禁止**——基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

- (7) **代替基金**——基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。そして、この代替基金は、取り崩すことができない。

**基金の貸借対照表の区分表示**——基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならない。